

姫路市スポーツ協会会則

改正 昭和44年4月1日
改正 平成2年4月20日
改正 平成4年4月28日
改正 平成6年4月27日
改正 平成13年5月18日
改正 平成15年11月1日
改正 平成16年5月27日
改正 平成19年5月25日
改正 平成20年5月27日
改正 平成20年9月11日
改正 平成21年5月26日
改正 平成23年9月7日
改正 平成27年7月1日
改正 令和2年4月1日
改正 令和3年5月27日
改正 令和4年5月26日
改正 令和5年5月26日
改正 令和7年5月30日

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、姫路市スポーツ協会と称し、昭和22年1月10日に設立し、姫路市スポーツ諸団体及び協力団体並びに賛助会員をもって組織する。

第2条 本会は、事務局を兵庫県姫路市安田四丁目1番地 姫路市観光経済局スポーツ振興室内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、市民スポーツの振興、普及及び激励に努め、もって市民の自発的な身体活動による心身の健全な発達、福祉の増進並びに明るく豊かな市民生活の形成及び地域交流に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行なう。

- (1) スポーツに関する調査研究

- (2) スポーツに関する各種行事の実施並びに各種競技会の開催
- (3) スポーツに関する助言
- (4) 各種スポーツ団体間の連絡調整
- (5) スポーツに関する表彰
- (6) 機関紙の発行
- (7) スポーツ少年団の育成
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員は、下記の2種とする。

- (1) 正会員は、本協会の趣旨に賛同する各種目スポーツ団体で、毎年所定の納期において定めた会費を納入するものとする。
- (2) 賛助会員は、本協会の趣旨に賛同し事業を賛助する者で、年額 5,000円以上を納入するものとする。

第6条 本会に加盟を希望する各種目スポーツ団体は、当該年度の事業計画、予算書、会則、役員名、事務所の位置、その他必要事項を附して申請しなければならない。

第7条 正会員がその都合により脱退しようとするときは、その理由を附して会長に退会届を提出しなければならない。

第4章 役 員

第8条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1 名
- (2) 会 長 1 名
- (3) 副 会 長 6名以内
- (4) 理 事 長 1 名

- (5) 副理事長 2 名
- (6) 常任理事 16名以内
- (7) 理 事 60名以内（理事長、副理事長及び常任理事を含む。）
- (8) 監 事 2 名

第9条 役員は会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事から組織する選考委員会の推挙により
常任理事会の審議を経て、総会において選出する。

2 名誉会長は、名誉職とする。

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ定めた順序により、会長に事故ある時はその職務を
代行する。

第11条 理事長及び副理事長は、常任理事の互選に基づき、会長がこれを委嘱する。

第12条 理事長は、会長の命を受け本会の会務を掌理し、業務の運営に当たる。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

第13条 常任理事は、理事の互選に基づき、会長がこれを委嘱する。

2 常任理事は、会長の命を受け事業の計画及び執行にあたる。

第14条 理事は、本会を組織する各種団体から各1名選出する。

2 会長は、理事会の決議に基づき、スポーツ関係者、学識経験者の中から理事を委嘱することがで
きる。

3 理事は、理事会を構成し会務を執行する。

第15条 監事は、本会の財務を監査する。

第16条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。

第17条 本会は、顧問及び参与を置くことが出来る。

第18条 顧問及び参与は、総会の選出に基づき、会長が委嘱する。

2 顧問は、会長の諮問に応じ、参与は、本会の会務に参画する。

第5章 会 議

第19条 総会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織する。

2 総会は、毎年1回、会計年度終了後2ヶ月以内に会長がこれを招集する。

3 総会は、本会の予算決算その他重要事項を審議決定する。

4 総会は、理事の4分の1以上の申出があった場合には、会長は、これを開かねばならない。また、会長が必要と認めた場合に臨時総会を招集することができる。

第20条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。

2 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

第21条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事で組織し、本会の事業計画及び予算案の作成並びに理事会及び総会に提案しようとする事項の審議、その他理事会の決議を要しない事項の審議及び処理にあたる。

2 常任理事会は、必要に応じ会長が招集する。

第22条 すべての会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、開会することができない。

2 すべての会議の議事は、出席理事等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむをえない理由のために出席できない理事等は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決した理事等は出席者とみなす。

第23条 すべての会議には、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事又は常任理事等の現在数及び出席者数
- (3) 会議に出席した理事又は常任理事等の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び発言者の発言要旨

第6章 会 計

第24条 本会の経費は、下に掲げるものをもってこれを支弁する。

- (1) 会 費
- (2) 賛 助 会 費
- (3) 財政調整基金
- (4) そ の 他

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

- 2 各事業年度の出納は、翌年4月20日をもって閉鎖する。

第7章 職 員

第26条 本会は、理事会の同意を得て、事務局長及び事務員を置くことができる。

- 2 事務局は、本会の庶務、会計及びその他の事務を処理する。
- 3 事務局長は、姫路市観光経済局スポーツ振興室主幹をもってあてる。

第8章 附 則

第27条 本会則の施行に関し、必要事項の細則は理事会を経て、会長が別にこれを定める。

第28条 本会の会則は、総会の議決によりこれを変更することができる。